

居宅介護支援事業所

コロナ禍も4年目に入りました。オンラインの活用によって徐々に会議や研修が安定的に開催できるようになりましたが、厳しい状況が依然として続いています。改めて情報共有の基盤づくりやネットワークの重要性を痛感しています。

今後も情報通信技術化の流れは加速すると予想されますが、一方で対面の良さ、大切さも再認識しています。新しい便利なものを活用しながら、根幹となるケアマネジメント業務や他職種との連携により、発展していけるように活動していきたいと思えます。

1. 在宅生活継続への支援

- (1) 要支援者及び要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るように配慮し、居宅介護サービス計画を作成し、その計画に基づく介護サービスが適性かつ円滑に提供されるようその進行を管理していきます。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの連携を密に図り、要介護者が良質なサービスを総合的に受けられる様に支援していきます。
- (2) 予防給付:利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、介護状態になることを予防します。また、地域支援事業での生活支援や介護予防サービスに適切に繋げることが出来る様に支援します。
- (3) サービスの提供にあたっては、課題の複雑化や複合化が多い背景にも対応するべく、事業所及び各職員が研修を通じて自己研鑽を行いながら、常に利用者の意思や権利を守りつつ人格を尊重していきます。また、提供される居宅サービス事業者が不当に偏ることのないよう、半期に一回は紹介率を提示しながら、公平中立に、そして根拠を持って説明を行います。

2. 介護支援専門員の資質向上

- (1) 高齢者が地域とのつながりを保ちながら生活を継続していくためには、医療や介護に加え、インフォーマルサービスも含めた多様な生活支援が包括的に提供されることが重要であり、インフォーマルサービスも盛り込まれたケアプランの作成を推進していきます。
- (2) 介護保険制度の理解を深め、制度改正への迅速な対応を行います。そのため、行政機関との連携を図るとともに事業所内での情報共有を図ります。
- (3) 介護支援専門員のスキルアップ、事業所の質の向上や法令順守、最新の動向を踏まえた知識および技術の習熟等を目的とした研修に参加します。

3. 関係機関との連携、協働

- (1) 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進、関係者間の円滑な情報共有とそれを踏まえた対応の推進に努めていきます。
- (2) 行政機関、地域包括支援センター、介護サービス事業所、関係者や地域住民との連携、協働し、包括的ケアシステム構築の一翼を担っていきます。

4. 苦情処理と対応

苦情処理体制については、利用者、家族が安心してサービスを受け入れられるよう、不満や苦情に対しては迅速かつ適切に対応していきます。

5. 高齢者虐待

高齢者虐待などの問題は早期発見、早期対応を心がけ、深刻化する前に対処していきます。また行政や地域住民との協力、連携体制を構築していきます。